

# 第36回 定時株主総会 招集ご通知



## 開催日時

令和4年3月29日（火曜日）  
午前10時

## 開催場所

東京都品川区西五反田三丁目7番14号  
三信ビル 3階 当社会議室

## 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

## 目次

ごあいさつ .....	1
第36回定時株主総会招集ご通知 .....	2
株主総会参考書類 .....	4
(提供書面)	
事業報告 .....	13
連結計算書類 .....	35
計算書類 .....	38
監査報告 .....	41

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、**郵送により事前に議決権を行使**いただくことをご検討下さいますようお願い申し上げます。

株式会社ピーエイ

証券コード：4766

## ごあいさつ



代表取締役社長兼COO

**垣内 康晴**

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがとうございます。たく厚く御礼申し上げます。

第36回定時株主総会を令和4年3月29日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第36期の事業の概要につき説明申し上げますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

---

## 経営理念

---

「地域に人を集め地域に賑わいを創り地域の人を元気にする」というミッションのもと様々な地域課題の解決の為の事業を展開しております。

株主各位

証券コード 4766  
令和4年3月14日  
東京都品川区西五反田三丁目7番14号  
**株式会社ピーエイ**  
代表取締役社長兼COO垣内 康晴

## 第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催いたしますので、通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年3月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 議決権行使のご案内



株主総会への出席により  
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により  
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、令和4年3月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 記

<b>1 日 時</b>	令和4年3月29日（火曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	東京都品川区西五反田三丁目7番14号 三信ビル 3階 当社会議室
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第36期（自令和3年1月1日 至令和3年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第36期（自令和3年1月1日 至令和3年12月31日）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	2頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照下さい。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参下さいませようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.pa-co-ltd.co.jp/>)

# 総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、全国各地の個性ある地域の活性化こそ真の日本の活性化であるという考え方のもと「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」とミッションを定め、様々な地域活性化事業に取り組んでおります。その中において我々ピーエイは、東日本大震災によって家族が引き裂かれ、風評被害に悩む福島の被災地を震災後より関連団体を通じて復興を支援して参りました。震災から10年が経ち被災地が復興から創生にシフトする中で、被災12市町村の先頭に立って日本最難関とも言える環境の中で復興創生を推進する檜葉町を支援する事で福島の被災地を「元気にする」目的で、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都品川区から福島県双葉郡檜葉町へ変更するものであります。
- (2) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である令和4年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、定款の変更を行うものであります。
- (3) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、定款第20条の代表取締役及び役付取締役として、新たに取締役会長及び取締役副社長若干名を選定することができる旨を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款
第1条～第2条（条文省略） （本店の所在地） 第3条 当社は、本店を <u>東京都品川区</u> に置く。
第4条～第13条（条文省略）  （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

変更案
第1条～第2条（現行どおり） （本店の所在地） 第3条 当社は、本店を <u>福島県双葉郡檜葉町</u> に置く。
第4条～第13条（現行どおり）  （削除）

## 現行定款

(新設)

第15条～第19条 (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

## 変更案

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条～第19条 (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

## 現行定款

第21条～第38条（条文省略）

（新設）

（新設）

## 変更案

第21条～第38条（現行どおり）

（附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

③ 本附則は、令和4年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。

第2条 第3条（本店の所在地）の変更は令和4年6月20日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。

## 第2号議案

## 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	重要な兼職の状況	
1	かとう ひろとし 加藤 博敏	代表取締役 ファウンダー 兼CEO	(株)ピーエイケア取締役 (株)PAエンタープライズ取締役 (株)アルメイツ取締役	再任
2	かきうち やすはる 垣内 康晴	代表取締役社長 兼COO	(株)ピーエイケア取締役 (株)PAエンタープライズ取締役 (株)アルメイツ取締役	再任
3	たかはし なおき 高橋 直樹	取締役	ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員 株式会社エル・ティー・エス取締役 (監査等委員) 株式会社 イオトイジャパン 監査役	再任
4	ひらまつ こうぞう 平松 庚三	取締役	小僧com株式会社 会長兼取締役 (株)アプリクス 取締役	再任 社外
5	ふかや つるき 深谷 弦希	取締役	SHOEI CHINA Co., Limited 董事長	再任 社外

### <ご参考> 取締役候補者の指名方針及び手続き

取締役複数名の推薦による者を指名候補者として、社外取締役が全体の2/5以上を占める取締役会にて審議し決定しております。

候補者  
番号

1



再任

かとう ひろとし  
**加藤 博敏** (昭和33年2月28日生)

所有する当社の株式数… 2,945,200株  
在任年数…………… 36年  
取締役会出席状況…………… 18/18回

#### 略歴、当社における地位及び担当

昭和55年	株式会社資生堂入社	平成29年	株式会社アルメイツ取締役(現任)
昭和61年	有限会社ピーエイ設立、代表取締役社長	令和元年	株式会社PAエンタープライズ取締役(現任)
平成2年	有限会社ピーエイを株式会社ピーエイに改組、代表取締役社長	令和3年	当社 代表取締役 ファウンダー兼CEO(現任)
平成28年	株式会社ピーエイケア取締役(現任)		

#### 重要な兼職の状況

(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役

#### 【選任理由】

加藤博敏氏は、当社及びピーエイグループ会社の代表取締役社長として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、求人業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

2



再任

かき うち やす はる  
**垣内 康晴** (昭和38年7月9日生)

所有する当社の株式数… 一株  
在任年数…………… 1年  
取締役会出席状況…………… 14/18回

#### 略歴、当社における地位及び担当

昭和61年	株式会社アルバイトタイムス入社	令和3年	当社 代表取締役社長兼COO就任(現任)
平成16年	同社 取締役管理本部長		
平成18年	同社 取締役管理本部・人事本部管掌		
平成19年	同社 代表取締役社長就任		
令和2年	当社 顧問		
令和3年	当社 取締役就任		

#### 重要な兼職の状況

(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役

#### 【選任理由】

垣内康晴氏は、令和3年10月より代表取締役社長として、当社グループの経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めてまいりました。今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者  
番号

3

たか はし なお き  
**高橋直樹**

(昭和36年4月26日生)

所有する当社の株式数… 一株  
在任年数…………… 1年  
取締役会出席状況…………… 14/18回



再任

### 略歴、当社における地位及び担当

昭和60年	日産自動車株式会社 入社	平成27年	ジェイアイ傷害火災保険株式会社 監査役
昭和61年	米国ニューヨーク州弁護士資格取得	平成30年	ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員(現任)
平成7年	ホワイト&ケース法律事務所 東京オフィス入社	令和元年	株式会社エル・ティー・エス取締役(監査等委員)(現任)
平成10年	日本コカ・コーラ株式会社 入社	令和2年	株式会社イオトイジャパン監査役(現任)
平成12年	株式会社IQ3 取締役上級副社長	令和2年	当社 顧問
平成13年	アメリカンインターナショナルグループ株式会社 入社	令和3年	当社 取締役(現任)
平成21年	AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員		
平成25年	富士火災海上保険株式会社 監査役		
平成25年	アメリカンホーム医療損害保険株式会社 監査役		

### 重要な兼職の状況

ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員、株式会社エル・ティー・エス取締役(監査等委員)、株式会社イオトイジャパン監査役

### 【選任理由】

高橋直樹氏は、長年、さまざまなセクターの企業法務に携わり、法務責任者を務めた豊富な経験と幅広い見識を当社のコーポレート・ガバナンス及び経営基盤の強化、事業開発に活かしていただきたいため、引き続き取締役として選任を願います。

候補者  
番号

4



再任

社外

ひらまつ こうぞう  
**平松 庚三** (昭和21年1月6日生)

所有する当社の株式数… 一株  
在任年数…………… 3年  
取締役会出席状況…………… 18/18回

### 略歴、当社における地位及び担当

昭和48年	ソニー株式会社入社	平成20年	小僧com株式会社社長兼取締役(現任)
昭和61年	アメリカン・エクスプレス・ インターナショナルジャパン副社長	平成28年	株式会社アプリクス取締役(現任)
平成4年	株式会社IDGコミュニケーションズ代表取締役	平成31年	当社(社外)取締役(現任)
平成10年	AOLジャパン株式会社代表取締役		
平成15年	弥生株式会社代表取締役		
平成18年	株式会社ライブドア(現株式会社LDH)代表取締役 小僧com株式会社設立、取締役		

### 重要な兼職の状況

(株)アプリクス取締役、小僧com株式会社社長兼取締役

### 【選任理由及び期待される役割の概要】

平松庚三氏は、経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員として、開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場から助言や提言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者  
番号

5

ふか や つる き  
**深谷 弦希** (昭和43年5月1日生)

所有する当社の株式数… 一株  
在任年数…………… 4年  
取締役会出席状況…………… 18/18回



再任

社外

### 略歴、当社における地位及び担当

平成2年	日本ジョイントベンチャー株式会社入社	平成16年	邦博（北京）医薬技術開発有限公 司 董事長・総経理（現任）
平成6年	株式会社サンシャット海外事業部東京支社長	平成21年	当社（社外）取締役
平成15年	有限会社ライフケアエイト代表取締役社長（現任）	平成25年	SHOEI CHINA Co., Limited 董事長（現任）
	緑洲大地（北京）投資咨询有限公司 董事長（現任）	平成30年	当社（社外）取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

SHOEI CHINA Co., Limited 董事長

### 【選任理由及び期待される役割の概要】

深谷弦希氏は、経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的な立場から助言や提言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 加藤博敏氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 平松庚三氏、深谷弦希氏は、社外取締役の候補者であります。  
4. 社外取締役との責任限定契約について

社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、平松庚三氏、深谷弦希氏との間で、会社法第427条第1項規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、平松庚三氏、深谷弦希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。  
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況（3）④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役候補者忠地奈美氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ただち なみ  
忠地 奈美

(昭和45年9月2日生)

所有する当社の株式数… 1,000株  
在任年数……………一年  
取締役会出席状況……………一回

#### 略歴、当社における地位

平成5年 株式会社アクアスポーツアカデミー入社  
平成7年 長野松下設備機器株式会社入社  
平成8年 当社入社  
平成17年 当社事業戦略本部MS部長  
平成24年 当社監査役  
平成27年 当社営業支援本部 業務部 部長  
平成29年 当社内部監査室 室長（現任）

#### 重要な兼職の状況

#### 補欠監査役候補者とした理由

忠地奈美氏は、当社の事業戦略本部に長年携わった経験を有するほか、内部監査室室長として当社の業務に精通しております。同氏が監査役に就任した場合、これらの経歴に基づく見識を活かすことで、企業の健全性を確保するための監査を適切に行うことができると判断し、補欠監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況(3) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。忠地奈美氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約お被保険者に含まれることとなります。

以上

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、行動制限が緩和されるなか経済活動に回復の動きが期待されております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の再感染拡大など、経済活動への影響が懸念され、先行き不透明な状況が継続しております。

このような経営環境の中、当社グループにおいては「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」というミッションのもと、地域創生に関わる様々な事業において、これまでの経験で培ったノウハウ、地域の方々との強固なネットワークを活かし、「Craft」、「Sustainable」、「Community」をキーワードに、地域活性化プロジェクトを推進してまいります。

また、コロナ禍による全体的な広告需要等の減退に対して、採用マインドの回復傾向は見られるものの本格的な回復には至っていない中、展開地域での継続的な新規広告ニーズの掘り起こしに加え、顧客ニーズに即した満足度の高いサービスの提供を目指し、コンテンツや販売手法等の改善等を進めております。令和3年3月に本社移転による移転費用が増加致しましたが、地代家賃の減少など固定費の削減策を進めております。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高1,582百万円（前連結会計年度比1.2%減）、情報サービス事業の広告収入の減少により、営業損失60百万円（前連結会計年度は営業損失205百万円）、営業外収入で営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金等の助成金収入31百万円の計上により、経常損失24百万円（前連結会計年度は経常損失86百万円）、東急目黒線西小山駅前の商業施設の特別損失（減損損失）192百万円、遊休コンテナの特別損失（減損損失）33百万円、るてん商店街の特別損失（減損損失）8百万円、本社資産の特別損失（減損損失）2百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失280百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失103百万円）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

## 情報サービス事業

売上高  
**856**百万円  
(前連結会計年度比5.5%減)

情報サービス事業の当連結会計年度の売上高は856百万円（前連結会計年度比5.5%減）となりました。

情報サービス事業は、東日本エリアの東北地域、関東地域、信越地域、北陸地域においてサービス展開しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う顧客の採用活動中断及び延期が発生し、採用需要の減少に伴い売上高が減少致しました。

こうした環境の下で、自社「ジョブポストweb」を中心にした新商品の開発や他社とのアライアンスによるweb媒体の商品力強化、無料求人情報誌「ジョブポスト」の一部発行エリアの見直し及び発行部数の見直しによるコスト削減など、積極的なサービス向上と利益率向上に努めております。

また、「お客様の採用代行」としてのポジションを確立する事で営業提案力を強化し、地域ニーズに即した付加価値の高いサービスを提供しつつ、営業生産性の向上に努め、収益拡大に向けて取り組んでおります。



## 人材派遣事業

売上高  
**325**百万円  
(前連結会計年度比12.1%増)

人材派遣事業の当連結会計年度の売上高は325百万円（前連結会計年度比12.1%増）となりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、生産性を高めつつ既存顧客を中心とした深耕等、地元密着での事業展開に努めたことにより売上高が増加致しました。

また、多様化・細分化する人材需要への対応や、個々の求職者にとってより適した仕事を提供し、顧客ニーズにフレキシブルに対応しつつ収益拡大に向けて取り組んでおります。



## 保育事業

売上高

**310**百万円

(前連結会計年度比4.3%減)

保育事業の当連結会計年度の売上高は310百万円（前連結会計年度比4.3%減）となりました。

令和2年4月に得意分野である小規模保育施設事業に経営資源を集中させるため、ココカラ高津（認可保育所）を事業譲渡したことにより、売上高が減少致しました。

こうした環境の下で0歳児の受入拡大を伴うさらなる信頼性の向上と品質の高いサービス提供に向けて、組織内においてオンライン会議・研修、責任体制の強化等を行い、働きやすい職場環境の改善・改革に取り組み、収益力改善に向けて注力いたしました。令和3年12月現在、小規模認可保育園6施設となりました。



## 地域創生事業

売上高  
70百万円

(前連結会計年度比10.3%増)

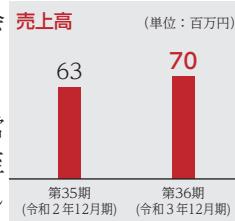
地域創生事業の当連結会計年度の売上高は70百万円（前連結会計年度比10.3%増）となりました。

令和2年11月オープンした「Craft Village NISHIKOYAMA」は、新型コロナウイルス感染症の影響でテナントの臨時休業や営業時間短縮、酒類の提供停止等により計画していた売上高には至りませんでした。施設稼働期間による賃料収入は増加致しました。

地域創生事業では、各地域に散在している遊休スペースや施設を賑わいの場所に再生することを目的に事業展開をしております。

東急目黒線西小山駅前の「Craft Village NISHIKOYAMA」は、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）との「西小山駅前地区地域まちづくり支援事業に係るパートナー協定書」に基づいた地域の賑わい創生事業です。また、京都駅前崇仁地区の「るてん商店街」は、京都市から土地を借り受け、開発と無縁だった同地区のイメージ向上と地域経済の活性化に貢献しています。

令和3年6月に新潟市万代島地区のにぎわい創出と活性化を目的とした新潟県の「万代テラスにぎわい創出事業」を受託し、『万代テラス ハジマリヒロバ』というオープンでサステナブルな施設を目指して令和3年10月より当施設をプレオープンいたしました。



## その他事業

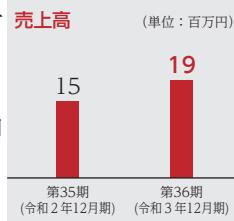
売上高

**19**百万円

(前連結会計年度比22.7%増)

その他事業の当連結会計年度の売上高は19百万円（前連結会計年度比22.7%増）となりました。

その他事業では、主として新興市場であるベトナムに特化した事業を展開しており、育成事業として位置付けて将来の成長に向けた先行投資を行っております。



**② 設備投資の状況**

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、28百万円であります。  
これは主に地域創生事業における施設の建設費用であります。

**③ 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

**⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

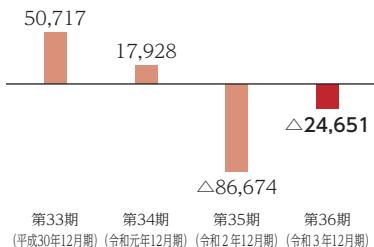
該当事項はありません。該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

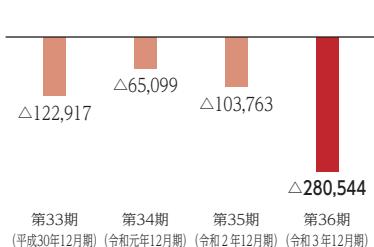
売上高 (単位：千円)



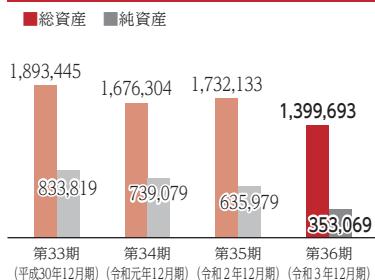
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



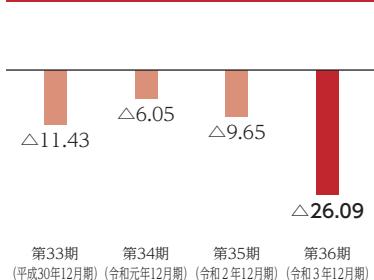
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (単位：千円)



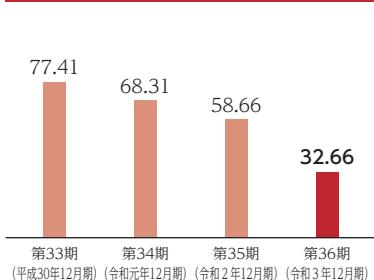
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純損失 (△) (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第33期 (平成30年12月期)	第34期 (令和元年12月期)	第35期 (令和2年12月期)	第36期 (当連結会計年度) (令和3年12月期)
売上高	(千円)	2,551,875	2,264,211	1,600,628	1,582,084
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	50,717	17,928	△86,674	△24,651
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(千円)	△122,917	△65,099	△103,763	△280,544
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△11.43	△6.05	△9.65	△26.09
総資産	(千円)	1,893,445	1,676,304	1,732,133	1,399,693
純資産	(千円)	833,819	739,079	635,979	353,069
1株当たり純資産額	(円)	77.41	68.31	58.66	32.66

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アルメイツ	20,000千円	100	人材派遣及び人材紹介
北京培繹諮詢有限公司	2,395千元	100	「ジョブポスト」の制作業務及びBPO業務
優迅艾克（瀋陽）貿易有限公司	2,250千元	100	「ジョブポスト」の制作業務及びBPO業務
PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED	5,940,170千ドン	100	管理コンサルティング
PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED	400,000千ドン	0	広告代理店
株式会社ピーエイケア	44,000千円	100	保育関連事業
株式会社PA エンタープライズ	10,000千円	51	越境ECの支援事業

(注) 1. 株式会社ハローコミュニケーションズは、令和3年3月21日に清算終了致しました。

(注) 2. 優迅艾克（瀋陽）貿易有限公司は、令和3年8月16日に解散決議し、清算手続き中です。

(注) 3. 北京培繹諮詢有限公司は、令和3年12月21日に解散決議し、清算手続き中です。

## (4) 対処すべき課題

### ① 情報サービス事業における課題

情報サービス事業におきましては、東日本エリアの東北地域、関東地域、信越地域、北陸地域において無料求人情報誌「ジョブポスト」及びweb版の「ジョブポストWEB」を編集発行しております。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、ロックダウンや入国制限など、過去に経験したことがない事態となりました。求人業界における市場環境は大きく変化し、情報提供方法も紙媒体からWEB媒体等へと様変わりしておりますが、当事業年度では自粛要請に伴う営業時間の縮小や事業の縮小等により売上高が減少致しました。

このような状況下、持続的な成長のためにアライアンスなどの他社リソースも有効に活用しながら、展開地域やターゲット毎のニーズを捉え、それぞれの課題を解決する新たな商品・サービスを創出していくことで収益の回復を図ってまいります。

### ② 人材派遣事業における課題

人材派遣事業におきましては、社内営業人員の採用強化及び生産性の向上が重要であると認識しております。そのため採用活動及び人材育成に注力し個々のスキルアップを図ってまいります。

また、令和2年4月1日からは、働き方改革関連法により、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行され、派遣元事業主には、派遣労働者の不合理な待遇差をなくすための規定の整備や、派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化等、派遣労働者の公正な待遇の確保が義務化されました。

このような環境の中、人材派遣から人材紹介事業の比率を増やすことで利益を創出する仕組みづくりの強化が必要であると考えております。

### ③ 保育事業における課題

保育事業におきましては、園児人数の確保と保育士の定着率向上が不可欠であります。

また、各施設に対する従来からの組織的な運営管理体制に加え、安全管理体制の強化、保育士へのケア、働き方改革の徹底などを進めながら、保育の質を改善する必要があると考えております。

### ④ 地域創生事業における課題

地域創生事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外出自粛等により、駐車場稼働状況が大幅に減少を致しました。安定収益確保のため、料金改定の工夫等をタイムリーに行うと同時に、メンテナンス等の充実を実践し利用者の信頼を高めることで、収益の向上に努めてまいります。

また、「Craft Village NISHIKOYAMA」及び「万代テラス ハジマリヒロバ」では、地域創生事業のモデル的的事业に合ったテナントを誘致し、安定収益基盤の構築が必要であると考えております。

### ⑤ その他事業における課題

その他事業におきましては、日本企業に対するベトナム越境ECの支援事業で顧客基盤の拡大や商品の付加価値向上等の施策を着実かつスピーディーに実行することが必要であると考えております。

当社グループは、これらの課題に取り組むに当たり、社員や関係者の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、今後も優秀な人材の確保・育成を行い、社員の定着化・教育の充実を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容 (令和3年12月31日現在)

私たちピーエイグループは全国の個性のある地域の活性化こそ真の日本の活性化であるという考え方のもと「地域に人が集い、賑わい、地域の人が元気になる」様々な地域活性化事業を展開しております。

地域の会社に良き人材が集まるように、様々なメディアを使った求人メディア事業や人材派遣、人材紹介等などの人材関連事業を、女性の社会進出の支援の為の保育事業を、さらに少子高齢化に伴う人不足を補う為の外国人材活用の人材事業や地域と海外販路を結びつける事業、さらに地域の遊休資産を再生して地域活性化のプラットフォームに再生する事業は「クラフト」「サステナブル」「コミュニティ」をキーワードに展開しています。

これらの事業により、それぞれの地域により豊かなライフスタイルを提案して新たな感動を創造し続ける企業でありたいと考えてます。同時に我々は人と地域との繋がりを大切だと考えている企業でもあります。私達ピーエイは地域の社会課題を自社の課題として取り組むべき社会的使命があると感じています。地域の繋がりは人と人との助け合いに繋がり、より良い社会を創ります。我々の活動がその一助となっていく事を願っています。

私たちピーエイグループは「お客様の課題を解決する商品とサービスを提供することで『お客様の笑顔と感動』を実現する」と掲げ、また同時にChangeチェンジ、Challengeチャレンジ、Createクリエイトの3Cを『ピーエイの魂』として規定し、創業の心をチームスピリットとして、チームワークを重視した経営を志向しております。

## (6) 主要な営業所及び工場 (令和3年12月31日現在)

当社	<p>本社：東京都品川区  新潟営業所：新潟県新潟市、長岡営業所：新潟県長岡市  長野営業所：長野県長野市、松本営業所：長野県松本市  郡山営業所：福島県郡山市、いわき営業所：福島県いわき市  仙台営業所：宮城県仙台、盛岡営業所：岩手県盛岡市  千葉営業所：千葉県成田市、茨城営業所：茨城県神栖市  キョーモ：京都府京都市、The Stones：京都府京都市  嵐山：京都府京都市、西小山：東京都目黒区  万代テラス：新潟県新潟市</p>
株式会社アルメイツ	<p>本社：新潟県新潟市  長野営業所：長野県長野市</p>
北京培繹諮詢有限公司	本社：中華人民共和国北京市
優迅艾克（瀋陽）貿易有限公司	本社：中華人民共和国瀋陽市
PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED	本社：Room 902, 9F, VET Building, 98 Hoang Quoc Viet, Cau Giay, Ha Noi
PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED	本社：Room 902, 9F, VET Building, 98 Hoang Quoc Viet, Cau Giay, Ha Noi
株式会社ピーエイケア	<p>本社：福島県郡山市  ココカラ開成：福島県郡山市、ココカラ五橋：宮城県仙台市  ココカラ荒巻：宮城県仙台市、ココカラ上桑島：栃木県宇都宮市  ココカラ虎丸：福島県郡山市、ココカラ安積：福島県郡山市</p>
株式会社PA エンタープライズ	本社：東京都品川区

## (7) 使用人の状況 (令和3年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報サービス事業	49 (12) 名	▲16 (3) 名
人材派遣事業	9 (-)	▲1 (-)
保育事業	50 (32)	1 (4)
地域創生事業	4 (24)	▲3 (4)
その他	4 (-)	1 (-)
全社 (共通)	9 (1)	1 (▲2)
合 計	125 (69)	▲17 (9)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイト) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

3. 情報サービス事業における人数が前連結会計年度末に比べ13名減少しておりますが、その主な理由は事業規模の縮小に伴う退職者の増加によるものです。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62 (39) 名	▲19 (7) 名	37.4歳	4.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイト) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (令和3年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	540
株式会社りそな銀行	150
株式会社みずほ銀行	45

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (令和3年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	40,147,200株
② 発行済株式の総数	11,229,800株
③ 株主数	1,952名
④ 大株主	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
加藤博敏	2,945	27.4
有限会社PLEASANT	2,916	27.1
加藤郁子	914	8.5
金子美由紀	612	5.7
加藤一裕	612	5.7
楽天証券株式会社	105	1.0
マネックス証券株式会社	63	0.6
杉三郎	58	0.5
加藤美恵子	55	0.5
株式会社SBIネオトレード証券	53	0.5

(注) 1. 当社は、自己株式を476,918株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (令和3年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 ファウンダー兼CEO	加藤 博敏	(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役
代表取締役社長兼COO	垣内 康晴	(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)PAエンタープライズ取締役
取締役	高橋 直樹	ATOZコンサルティング合同会社 業務執行社員、株式会社エル・ティール・エス取締役(監査等委員)、株式会社イオトイジャパン 監査役
取締役	平松 庚三	小僧com(株)会長兼取締役、(株)アプリクス取締役
取締役	深谷 弦希	SHOEI CHINA Co., Limited 董事長
常勤監査役	倉嶋 喬	(株)ピーエイケア監査役、(株)アルメイツ 監査役、(株)PAエンタープライズ監査役、INEST(株)社外取締役
監査役	植木 昌成	(株)パティオ代表取締役、(株)もみ代表取締役
監査役	松田 聡	松田税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役の平松庚三氏及び深谷弦希氏は社外取締役であります。  
2. 監査役の植木昌成氏及び松田聡氏は社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役平松庚三氏、取締役深谷弦希氏、監査役植木昌成氏、監査役松田聡氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。  
4. 監査役の松田聡氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役平松庚三氏、深谷弦希氏及び各社外監査役植木昌成氏、松田聡氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額としております。

### ③ 補償契約の内容の概要等

当社は、補償契約を締結しておりません。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該保険系契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象としないこととしております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	基本報酬額 (百万円)
取締役	6	55.5
監査役	3	4.6
合計	9	60.1
(うち社外取締役)	(3)	(2.2)
(うち社外監査役)	(2)	(0.4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月15日開催の第14回定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月15日開催の第14回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）であります。

## ⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

### ア 基本方針

当社取締役の個人別報酬等の額又はその算定方法は、客観性と合理性を確保するために過半数の独立社外取締役で構成する報酬委員会で諮問を行い、その答申を受けて、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役報酬等の内容に係る基本方針を決議しております。

- ・各取締役の役割及び責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保する。
- ・報酬体系及び水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行うこととする。

### イ 報酬の構成

- ・取締役の報酬は、役位に応じ、固定金額の基本報酬のみとする。
- ・社外取締役の報酬及び監査役の報酬は、固定金額の基本報酬のみとする。

### ウ 基本報酬

当該事業年度に係る役員報酬は、当社取締役の基本報酬額の算定について、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、役位毎に職責に応じた年俵を定め、当社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを総合的に考慮して取締役会の協議により決定しております。また、各監査役については、監査役会での協議の上、決定しております。

### エ その他

退任時の慰労金は支給致しません。

## ⑦ 社外役員に関する事項

### イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役平松庚三氏及び取締役深谷弦希氏の各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

監査役植木昌成氏及び監査役松田聡氏の各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	当事業年度における主な活動状況
取締役 平松庚三	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回全てに出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、過半数以上が社外役員で構成される報酬委員会の委員として、報酬委員会には2回全てに、出席しており、当社の役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 深谷弦希	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回全てに出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、過半数以上が社外役員で構成される報酬委員会の委員として、報酬委員会には2回全てに、出席しており、当社の役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 植木昌成	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回出席するとともに、監査役会6回のうち6回全てに出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 松田 聡	<p>当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回出席するとともに、監査役会6回のうち6回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

#### (4) 会計監査人の状況

① **名称** 監査法人東海会計社

② **報酬等の額**

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについては必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

④ **会計監査人の解任又は不再任の決定方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、管理部が中心となって、業務プロセスや規程の整備、評価・監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保します。また、違法行為に対するけん制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行います。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、情報管理規程や文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築します。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く様々なリスクを把握・管理するため、リスク管理規程等を制定し、管理部が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行います。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めます。

### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、企業理念・行動規範・役員活動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容について情報システムを通じて全職員に徹底します。また、管理部が中心となって、体制強化に努めます。

### ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めます。また、情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全社で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図り、監査役会による監査体制を構築します。

### ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者を配置することとします。

#### ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、配置すべき職務補助者の選任等に関して意見を述べるものとします。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとします。

#### ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとします。また、監査役会が使用人等から直接報告を受けられるように内部通報制度を導入しております。

#### ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定めております。

#### ⑪ 監査役の仕事の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査費用を支弁するための予算を確保します。また、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

#### ⑫ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことができるものとします。

#### ⑬ 内部統制システムの運用状況の概要に関する事項

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度の開始時には、社員向けに経営方針、経営課題、対応方針等を説明し、全社員の意識の統一化を図っております。期中においては、当社の持続的成長への妨げと成りえる事業を対象にリスク管理を実施し、グループ全社による対応方針と実施状況を取締役に報告しております。また、「企業倫理要領」及びコンプライアンス体制に係る規定を制定し、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修等の運用をしております。

事業年度末においては、内部監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

## (6) 親会社等との間の取引に関する事項

当社代表取締役ファウンダー兼CEOである加藤博敏氏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、加藤博敏氏に貸付をしております。

### ① 取引に当たって当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は親会社等の加藤博敏氏と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容および取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについては、取締役会が判断し、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員の経営監視・監督のもと、取引の公平性を確保することで、少数株主に不利益を与えないものと判断いたしました。

### ③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の該当意見

該当事項はありません。

上記の内容は、当事業年度末現在で記載をしております。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主の皆様への適正かつ安定的な利益配分を、経営上の最重要課題の一つと認識し、各期の業績と必要な投資、内部留保等を勘案のうえ、配当を通じた株主の皆様への利益配分を実施することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、上記の基本方針に基づいて検討し、また利益剰余金の部に累積赤字が残っていることも考慮した結果、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、剰余金の配当は見送らせていただくことといたしました。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、中間配当及び期末配当について取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (令和3年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>1,152,650</b>	<b>1,184,491</b>
現金及び預金	853,155	1,014,218
受取手形及び売掛金	198,864	124,583
原材料及び貯蔵品	195	372
その他	103,269	46,356
貸倒引当金	△2,834	△1,040
<b>固定資産</b>	<b>246,782</b>	<b>547,036</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>172,391</b>	<b>432,663</b>
建物及び構築物	126,677	326,607
車両運搬具	—	145
土地	36,038	36,038
建設仮勘定	1,300	41,113
その他	8,374	28,757
<b>無形固定資産</b>	<b>217</b>	<b>3,404</b>
のれん	—	1,626
その他	217	1,777
<b>投資その他の資産</b>	<b>74,173</b>	<b>110,969</b>
長期貸付金	2,014	31,835
退職給付に係る資産	24,121	20,622
その他	50,051	61,440
貸倒引当金	△2,014	△2,929
<b>繰延資産</b>	<b>259</b>	<b>606</b>
社債発行費	259	606
<b>資産の部合計</b>	<b>1,399,693</b>	<b>1,732,133</b>

科目	当期	(ご参考) 前期
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>727,785</b>	<b>747,453</b>
支払手形及び買掛金	17,115	21,550
短期借入金	495,000	510,000
1年内償還予定の社債	20,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	16,000	—
未払金	75,699	77,310
未払法人税等	12,596	23,082
賞与引当金	7,139	7,468
資産除去債務	—	10,033
その他	84,233	68,007
<b>固定負債</b>	<b>318,838</b>	<b>348,701</b>
社債	—	20,000
長期借入金	224,000	240,000
退職給付に係る負債	8,497	6,083
繰延税金負債	27,813	28,698
資産除去債務	42,267	42,259
預り保証金	16,260	11,660
<b>負債の部合計</b>	<b>1,046,623</b>	<b>1,096,154</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>342,742</b>	<b>623,287</b>
資本金	514,068	514,068
資本剰余金	399,886	399,886
利益剰余金	△499,875	△219,331
自己株式	△71,335	△71,335
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>8,452</b>	<b>7,460</b>
為替換算調整勘定	8,452	7,460
<b>非支配株主持分</b>	<b>1,874</b>	<b>5,231</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>353,069</b>	<b>635,979</b>
<b>負債純資産の部合計</b>	<b>1,399,693</b>	<b>1,732,133</b>

## 連結損益計算書 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期		(ご参考) 前期	
売上高		1,582,084		1,600,628
売上原価		897,364		962,781
売上総利益		684,719		637,846
販売費及び一般管理費		745,083		842,908
営業損失(△)		△60,363		△205,061
営業外収益				
受取利息	548		269	
受取配当金	5		13	
投資有価証券売却益	2,763		5,753	
販売支援金	—		79,100	
助成金収入	31,145		30,839	
その他	6,605	41,067	7,572	123,549
営業外費用				
支払利息	4,351		3,537	
その他	1,004	5,355	1,624	5,162
経常損失(△)		△24,651		△86,674
特別利益				
固定資産売却益	—		1,733	
事業譲渡益	—	—	25,464	27,197
特別損失				
貸倒引当金繰入額	—		1,835	
固定資産除却損	0		8,639	
減損損失	237,366	237,366	3,243	13,718
税金等調整前当期純損失(△)		△262,018		△73,195
法人税、住民税及び事業税	21,846		38,836	
法人税等調整額	△885	20,961	△8,637	30,198
当期純損失(△)		△282,979		△103,394
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△2,434		369
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△280,544		△103,763

## 連結株主資本等変動計算書 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	514,068	399,886	△219,331	△71,335	623,287
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△280,544		△280,544
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△280,544	—	△280,544
当連結会計年度末残高	514,068	399,886	△499,875	△71,335	342,742

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	7,460	7,460	5,231	635,979
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△280,544
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	992	992	△3,356	△2,364
当連結会計年度変動額合計	992	992	△3,356	△282,909
当連結会計年度末残高	8,452	8,452	1,874	353,069

# 計算書類

## 貸借対照表 (令和3年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>886,068</b>	<b>844,576</b>
現金及び預金	642,079	686,524
売掛金	161,212	86,249
原材料及び貯蔵品	77	361
前渡金	5,331	5,262
前払費用	11,595	16,716
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	—	25,000
その他	77,865	25,300
貸倒引当金	△12,093	△838
<b>固定資産</b>	<b>225,043</b>	<b>517,373</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>89,623</b>	<b>338,772</b>
建物	42,657	216,816
構築物	1,693	16,325
車両運搬具	—	145
工具、器具及び備品	7,933	28,332
土地	36,038	36,038
建設仮勘定	1,300	41,113
<b>無形固定資産</b>	<b>—</b>	<b>1,049</b>
ソフトウェア	—	1,049
<b>投資その他の資産</b>	<b>135,420</b>	<b>177,551</b>
関係会社株式	59,100	59,100
出資金	2,016	2,216
関係会社出資金	—	6,000
関係会社長期貸付金	10,000	10,000
株主、役員又は従業員に 対する長期貸付金	—	30,050
破産更生債権等	—	1,144
前払年金費用	24,121	20,622
長期前払費用	206	1,359
その他	39,976	48,203
貸倒引当金	—	△1,144
<b>繰延資産</b>	<b>259</b>	<b>606</b>
社債発行費	259	606
<b>資産の部合計</b>	<b>1,111,372</b>	<b>1,362,556</b>

科目	当期	(ご参考) 前期
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>643,390</b>	<b>652,869</b>
買掛金	16,560	20,901
短期借入金	495,000	510,000
1年内償還予定の社債	20,000	30,000
1年内返済予定の 長期借入金	16,000	—
未払金	37,828	39,842
未払費用	6,764	8,822
未払法人税等	6,995	4,247
未払消費税等	33,681	5,782
前受金	1,766	11,688
預り金	8,130	10,680
資産除去債務	—	10,033
その他	662	871
<b>固定負債</b>	<b>274,122</b>	<b>305,272</b>
社債	—	20,000
長期借入金	224,000	240,000
繰延税金負債	12,099	11,849
資産除去債務	21,763	21,762
預り保証金	16,260	11,660
<b>負債の部合計</b>	<b>917,512</b>	<b>958,141</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>193,860</b>	<b>404,414</b>
資本金	514,068	514,068
<b>資本剰余金</b>	<b>399,984</b>	<b>399,984</b>
資本準備金	140,820	140,820
その他資本剰余金	259,164	259,164
<b>利益剰余金</b>	<b>△648,856</b>	<b>△438,301</b>
その他利益剰余金	△648,856	△438,301
固定資産圧縮積立金	433	649
繰越利益剰余金	△649,289	△438,951
<b>自己株式</b>	<b>△71,335</b>	<b>△71,335</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>193,860</b>	<b>404,414</b>
<b>負債純資産の部合計</b>	<b>1,111,372</b>	<b>1,362,556</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 損益計算書 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期		(ご参考) 前期	
売上高		930,008		849,493
売上原価		384,877		377,039
売上総利益		545,130		472,453
販売費及び一般管理費		644,129		686,868
営業損失(△)		△98,999		△214,414
営業外収益				
受取利息	399		876	
受取配当金	100,005		13	
受取手数料	12,683		10,203	
投資有価証券売却益	2,763		5,753	
販売支援金	—		79,100	
助成金収入	30,803		20,827	
その他	3,415	150,071	3,084	119,859
営業外費用				
支払利息	4,188		3,007	
社債利息	140		380	
社債発行費償却	346		346	
貸倒引当金繰入額	10,042		—	
その他	288	15,005	561	4,296
経常利益または経常損失(△)		36,066		△98,851
特別利益				
固定資産売却益	—		1,733	
抱合せ株式消滅差益	—		5,687	
子会社清算益	430	430	—	7,420
特別損失				
固定資産除却損	—		8,292	
減損損失	237,366		3,243	
貸倒損失	—		14,844	
関係会社出資金評価損	6,000	243,366	12,802	39,181
税引前当期純損失(△)		△206,869		△130,612
法人税、住民税及び事業税	3,436		3,265	
法人税等調整額	249	3,685	5,155	8,421
当期純損失(△)		△210,554		△139,034

## 株主資本等変動計算書 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	514,068	140,820	259,164	399,984	649	△438,951	△438,301	△71,335	404,414	404,414
当期変動額										
固定資産圧縮 積立金の取崩					△216	216	-		-	-
当期純損失						△210,554	△210,554		△210,554	△210,554
当期変動額合計	-	-	-	-	△216	△210,338	△210,554	-	△210,554	△210,554
当期末残高	514,068	140,820	259,164	399,984	433	△649,289	△648,856	△71,335	193,860	193,860

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和4年2月25日

株式会社ピーエイ  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市  
代表社員 公認会計士 大島幸一  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 小島浩司  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピーエイの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーエイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和4年2月25日

株式会社ピーエイ  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市  
代表社員 公認会計士 大島幸一  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 小島浩司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーエイの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年2月28日

株式会社ピーエイ 監査役会

常勤監査役 倉 喬 ㊟

監査役  
(社外監査役) 植木昌成 ㊟

監査役  
(社外監査役) 松田 聡 ㊟

以 上

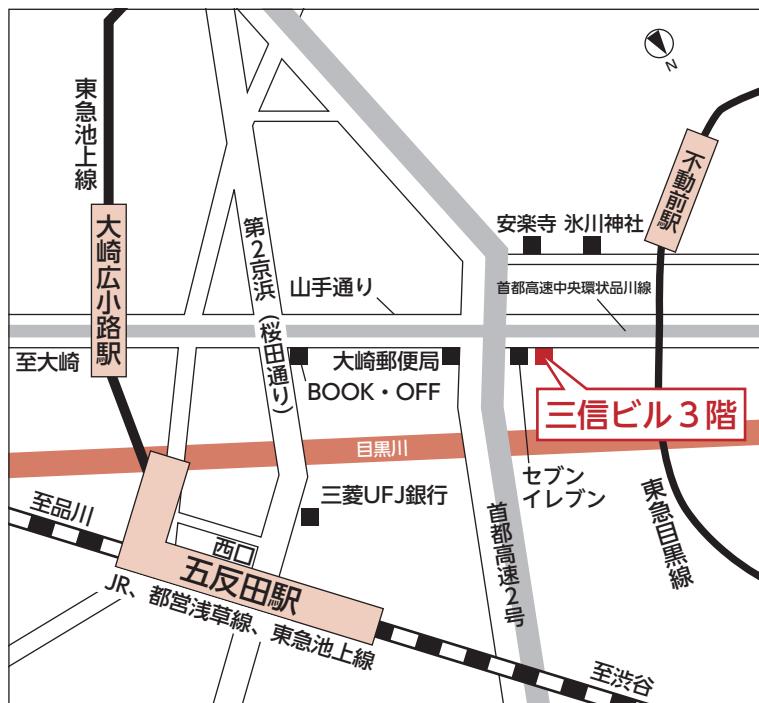
## 定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区西五反田三丁目7番14号  
三信ビル3階 当社会議室  
tel.03-6880-5050

交通

東急電鉄目黒線 不動前駅より徒歩5分  
J R 山手線 五反田駅より徒歩7分  
都営地下鉄浅草線 五反田駅より徒歩7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスの感染が広がっています。本株主総会にご出席される株主様は、マスク着用等の感染予防にご配慮頂き、ご来場を賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。